

国自整第107号
平成20年12月16日

社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長

大型特殊自動車の不正な改造等に係る継続調査の実施等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成20年10月14日付け、国自整第88号の3）による調査指示に対し、平成20年12月15日、貴会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴会会員10社において製造・販売された大型特殊自動車の一部について、メーカーの営業部門又は販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で車両を納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成17年7月15日付け国自技第81号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、貴会に対し、傘下会員に対する同種行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

今般の報告は、過去3年間における不正な改造等の有無の状況を調査した結果であるため、関係会員に対し、本調査以外の車両についても不正な改造等の有無について継続して調査を実施し、不正な改造等が判明した車両については、速やかに改修するよう周知徹底することを要請するとともに、継続調査の結果については、貴会とりまとめの上、当局あて報告されたい。

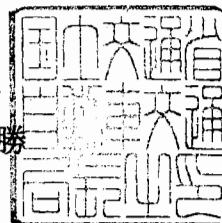
また、不正な改造等が行われていた車両の関係10社による改修状況について、貴会においてとりまとめの上、定期的に当局あて報告されたい。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

川崎重工業株式会社
取締役社長 大橋 忠晴 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

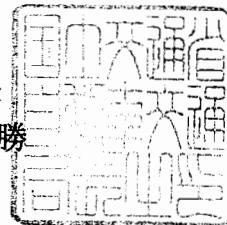
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

キャタピラージャパン株式会社
取締役社長 平野 昭一 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

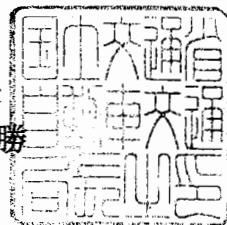
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

コベルコ建機株式会社
代表取締役社長 小谷 重遠 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

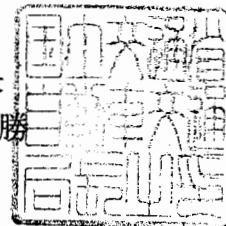
については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。

国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

住友ナコマテリアルハンドリング株式会社
代表取締役社長 木村 宣夫 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」(平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3) による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について(報告)」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合(全幅超過等)の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したこととは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

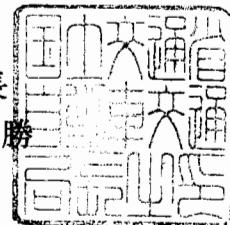
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

TCM 株式会社
執行役社長 荒畑 秀夫 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」(平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3) による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について(報告)」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合(全幅超過等)の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

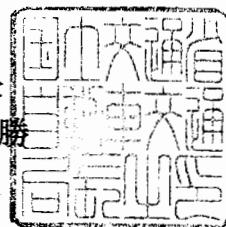
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

株式会社豊田自動織機
取締役社長 豊田 鐵郎 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」(平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3) による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について(報告)」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合(全幅超過等)の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

ついては、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

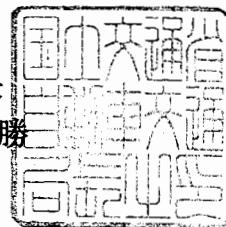
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

日産自動車株式会社
取締役社長 カルロス ゴーン 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

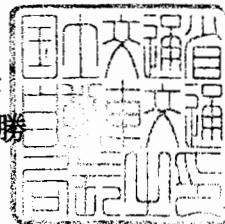
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 2
平成 20 年 12 月 16 日

三菱重工業株式会社
取締役社長 大宮 英明 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、本件事態が発生したことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、販売会社と連携し、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

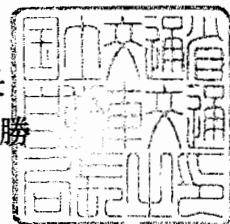
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 3
平成 20 年 12 月 16 日

ヨベルクレーン株式会社
代表取締役社長 丹野 宣弘 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、貴社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、貴社において、そのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

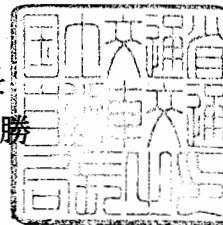
対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。



国自整第 107 号の 3
平成 20 年 12 月 16 日

酒井重工業株式会社
代表取締役社長 酒井 一郎 殿

国土交通省自動車交通局長
本田 勝



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止の徹底等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、貴社において製造・販売した大型特殊自動車の一部について、貴社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものである。また、平成 17 年 7 月 15 日付け国自技第 81 号「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、同種不正行為の再発防止要請をしたにも拘わらず、貴社において、そのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、不正な改造等が行われた車両について、早急に自動車使用者に周知し、速やかに改修するとともに、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すよう指示する。

対象車両の改修状況を定期的にとりまとめ、社団法人日本産業車両協会を通じて、国土交通省あて報告するよう要請する。

国自整第 107 号の 4
平成 20 年 12 月 16 日

北海道運輸局長 殿

国土交通省自動車交通局長

大型特殊自動車の不正な改造等に係る車両の改修報告等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、同協会会員 10 社において製造・販売された大型特殊自動車の一部について、メーカーの営業部門又は販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で車両を納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものであるため、不正な改造等を行っていた大型特殊自動車メーカー 10 社及び社団法人日本産業車両協会に対し、平成 20 年 12 月 16 日、別添のとおり、自動車使用者へ周知すること、車両を改修すること、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すこと等について指示したところである。

については、報告された不正な改造等に係る販売会社（45 社：別紙）のうち、貴局が管轄するものに対し、道路運送車両法第 54 条の 3 の規定に基づき、立入調査を実施し、不正な改造等の事実が確認された場合は、自動車使用者への周知を徹底させ、車両改修及び再発防止策の実施について指示するとともに、改修の進捗状況、再発防止策の実施状況を監視し、必要に応じ、指導・監督等を行われたい。

車両改修状況について、貴局並びに関係する大型特殊自動車メーカーあてに定期的に報告するよう指示されたい。

国自整第 107 号の 5
平成 20 年 12 月 16 日

関東運輸局長 殿

国土交通省自動車交通局長

大型特殊自動車の不正な改造等に係る車両の改修報告等について

「大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について」（平成 20 年 10 月 14 日付け、国自整第 88 号の 3）による調査指示に対し、平成 20 年 12 月 15 日、社団法人日本産業車両協会から「大型特殊自動車の法令不適合状態の有無に関する調査結果について（報告）」が提出され、同協会会員 10 社において製造・販売された大型特殊自動車の一部について、メーカーの営業部門又は販売会社において、不正な改造等により保安基準不適合（全幅超過等）の状態又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で車両を納車していたとの報告があった。

不正な改造等は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的信用を失墜するものであるため、不正な改造等を行っていた大型特殊自動車メーカー 10 社及び社団法人日本産業車両協会に対し、平成 20 年 12 月 16 日、別添のとおり、自動車使用者へ周知すること、車両を改修すること、かかる事態の再発防止策の実施に万全を期すこと等について指示したところである。

については、報告された不正な改造等に係る大型特殊自動車メーカー（10 社：別紙）及び販売会社（45 社：別紙）のうち、貴局が管轄するものに対し、道路運送車両法第 54 条の 3 に基づき、立入調査を実施し、不正な改造等の事実が確認された場合は、自動車使用者への周知を徹底させ、車両改修及び再発防止策の実施について指示するとともに、改修の進捗状況、再発防止策の実施状況を監視し、必要に応じ、指導・監督等を行われたい。

車両改修状況について、大型自動車メーカーに対しては貴局並びに社団法人日本産業車両協会あてに、販売会社に対しては貴局並びに関係する大型特殊自動車メーカーあてに定期的に報告するよう指示されたい。